

金沢観光ボランティアガイドの会会則

第1章 総則

(会則の趣旨)

第1条 この会則は、次に掲げることについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) この会(以下「本会」という。)の円滑な運営及び活性化
- (2) 本会の会員(以下「会員」という。)の知識と技能の向上及びボランティア精神の高揚

(会の名称)

第2条 本会の名称を「金沢観光ボランティアガイドの会」とし、愛称を「まいどさん」とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を一般社団法人金沢市観光協会に置き、事務局長その他の職員を配置する。

(会の目的)

第4条 本会の目的は次に掲げる事項とする。

- (1) 会員相互の親睦を図ること。
- (2) 金沢市の観光行政に協力すること。
- (3) 観光事業の発展を図ること。

(事業)

第5条 本会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 観光客に対する金沢市内の案内その他観光に関すること。
- (2) 各種コンベンション、イベントその他行事における金沢市の紹介その他案内に関すること。
- (3) 観光に関する各種の研修会、大会その他催し物における講演その他啓発事業に関すること。
- (4) 観光地づくり及び観光宣伝に係る助言及び協力に関すること。
- (5) 前4号のほか、第4条(会の目的)の達成に必要なこと。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 会員の資格は、次の各号のいずれにも該当する者にこれを認めるものとする。

- (1) 金沢ボランティア大学校観光コースの修了者
- (2) 金沢市の観光振興及び観光資源の保護育成に理解と情熱を有する者
- (3) 金沢市の自然、歴史、文化、伝統工芸、物産その他分野について観光客その他依頼者に紹介するためのふさわしい知識と技能を有する者
- (4) 本会のガイドの登録をし、及びこの会則を遵守する意思表示をした者

(会員の遵守事項)

第7条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 総会及び定例会への出席
- (2) 活動(案内、行事その他各種活動をいう。以下同じ。)への参画(参加、企画その他関与をいう。

以下同じ。)

(3) 会費(年会費、懇親会費その他各種会費をいう。以下同じ。)の納入

(4) この会則を守ること。

(会員の心がけ)

第8条 会員は、次に掲げる心がけをもって活動するものとする。

- (1) 金沢の街を愛すること。
- (2) 機会を見つけ、進んで活動に参画すること。
- (3) 自ら知識を求め、活動を重ね、及び品格を磨くこと。
- (4) 自ら情報を集めて温め、自分の言葉と心で活動すること。
- (5) 出会いに感謝し、誠意を尽くし、及び案内させていただくという気持ちで活動すること。
- (6) 会員同士は仲良くし、助け合って活動すること。

(会員のガイド組織)

第9条 会員のガイド組織は、全会員により第1班から第8班及び国際班で編成し、各班には班長、副班長及び班員を置く。

第3章 役員

(役員の種類、人数及び任務)

第10条 本会に、次の各号の名称の役員を置き、役員の種類及び任務は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 1名 本会の業務を統括し、並びに総会、定例会及び役員会を招集すること。
- (2) 副会長 1名 会長を補佐し、及び会長に事故ある場合は、その職務を代行すること。
- (3) 専門部会長 4名
- (4) 会計 1名 会計を司ること。
- (5) 会計監査 1名 会計を監査すること。
- (6) 顧問 若干名 本会の運営について諮問に答え助言すること。

(役員を選任)

第11条 役員を選任は、総会の議決によるものとする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とし、再任及び兼任を認めるものとする。

2 役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。このときは、その任期は先の役員の残りの期間とする。

第4章 機関

(総会・定例会)

第13条 本会に、総会及び定例会を設け、会長がこれを招集するものとする。この場合において、総会及び定例会は、これを同時に開催できるものとする。ただし、総会を最高議決機関及び最高承認機関として運用するものとする。

(役員会)

第14条 本会に、役員会を設け、会長がこれを招集す

るものとする。この場合において、役員会は次の各号に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 本会の業務の具体的内容について決定すること。
 - (2) 総会に送る議案、定例会に送る事案その他の所要事項を審議すること。
 - (3) 苦情及び抗議に対する取扱いを審議し、及び処理を決定すること。
 - (4) 会員の適格性を審議し、及び処理を決定すること。
 - (5) 病気その他やむを得ない事情で、活動の休止の申し出がある会員に「休会」扱いを認めること。
- 2 役員会の構成員は、会長、副会長、専門部会長及び会計とする。

(専門部会)

第 15 条 本会に、次の各号の専門部会を設け、当該各号に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 総務部会 庶務の管理及び運営をすること並びに事務局及び会計事務の補助のほか他の専門部会に属さない事項。
 - (2) 活動部会 活動事業の管理及び運営をすること。
 - (3) 広報部会 広報事業の管理及び運営をすること。
 - (4) 研修部会 研修事業の管理及び運営をすること。
- 2 専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

第5章 不適格者の取扱い

(不適格者の取扱い)

- 第 16 条** 第7条(会員の遵守事項)又は第8条(会員の心がけ)の規定を守らない会員については、役員会が会員としての適格性を審議し、不適格者と認めた場合は、除名、退会勧告その他の処理を決定するものとする。
- 2 非常識言動及び反社会的行為によって、本会の信用を失墜させると認められる会員については、前項に準じて処理を決定するものとする。
- 3 前2項の決定があった場合、会長は、速やかに不適格者に対する処理を実施するものとする。

第6章 会計

(収入)

第 17 条 本会は、次の各号の収入をもって、これを業務の経費に充てるものとする。

- (1) 会費(年会費、懇親会費その他各種会費)
- (2) 事業収入
- (3) 活動費(案内その他活動に対し、金沢市観光協会その他団体から実費の一部補助として交付され、後に会員に支給すべきものをいう。)
- (4) 寄付金
- (5) 前4号以外の収入

(年会費)

第 18 条 会員は、会計年度ごとに、その期日までに定

められた年会費を支払わなければならない。

(懇親会その他各種会費)

第 19 条 会員は、参加申し込みをした懇親会その他各種会合の会費を、期日までに支払わなければならない。

(会計年度)

第 20 条 本会の収入・支出の会計事業及び業務全般に係る年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算報告)

第 21 条 会計年度に係る会計の決算報告は、当該年度終了後に会計監査を受けた上、総会の承認を得なければならない。

第7章 補則

(会則の改正)

第 22 条 この会則を改正する場合は、役員会で審議し、及び総会の議決を経るものとする。

(会則に定めのない事項の取扱い)

第 23 条 この会則に定めのない事項の取扱いについては、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 会長が、総会又は役員会に諮った上で取り扱うこと。
- (2) 会長が、緊急に必要と認めた場合は、先に取り扱い、後に総会又は役員会の承認を得ること。

(委任)

第 24 条 この会則の運用について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成9年7月1日から実施する。
- 2 この会則は、平成13年2月24日から実施する(役員の仕事に関する条文の改正)。
- 3 この会則は、平成14年12月1日から実施する(会員の資格、役員の仕事及び会費の金額に関する条文の改正)。
- 4 この会則は、平成16年11月27日から実施する(全面改正)。
- 5 この会則は、平成28年4月1日から実施する(役員の仕事、人数及び仕事並びに専門部会の改正)。
- 6 この会則は、令和2年8月22日から実施する(事務局の改正)。
- 7 この会則は、令和4年4月1日から実施する(ガイド組織、役員及び専門部会の改正)。